

令和 2 年 4 月 1 8 日

保護者 様

郡 山 市 教 育 委 員 会
郡山市立行徳小学校長 荻野 由則

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

保護者の皆様には、児童生徒の新型コロナウイルス感染防止のために御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたび、福島県教育委員会教育長の要請を受けて、郡山市立学校におきましては、下記のとおり臨時休業とします。

つきましては、保護者の皆様の御理解、御協力をお願いいたしますとともに、休業中の（児童生徒）の感染防止と安全な生活について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間 令和 2 年 4 月 2 1 日(火)から 5 月 6 日（水）まで

2 臨時休業中の生活について

臨時休業中は、以下の点に留意して過ごすようご家庭でもご指導ください。

- (1) 感染防止の観点から、外出を控え、自宅で過ごす。なお、適度に体を動かすことが心と体の健康につながることから、「密閉」「密集」「密接」を避けながら、屋内・屋外で手軽にできる運動（ストレッチ・なわとび・散歩・ジョギングなど）に継続して取り組む。
- (2) 免疫力を高めるためにバランスのよい食事をとり、起床・就寝時間を決め規則正しい生活を送る。
- (3) ゲームやスマートフォン等の使用時間を決め、自分自身の生活をコントロールできるようにする。
- (4) 臨時休業中も、せきエチケットや手洗い等、感染症対策に努める。また、朝の検温、せき等の呼吸器症状の確認を行い、「健康観察表」に記録する。
- (5) 学校から示された課題などを活用し、計画的に家庭学習に取り組む。

3 その他

- 20日に2年以上の各学級で「学習・生活がんばり表」カードや市教育委員会作成「学習応援リーフレット」等を使用して、学習のめあてや学習計画を立てるように指導します。ご家庭でもご覧になり、お子さんへの声かけ、励ましをよろしくお願いいたします。
- 万が一、休業中に事故や大きなけが、入院などがあった場合は、学校へ連絡をお願いいたします。

令和2年4月18日

保護者様

郡山市立行徳小学校長 荻野 由則

臨時休業中におけるお子様のお預かりについて

日頃より、本校の教育活動に対しまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福島県教育委員会教育長の要請を受け、本校を含むすべての郡山市立学校が4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業となりました。つきましては、臨時休業期間中に保護者が仕事を休めず、預け先がないお子様は、本校において下記の通り対応いたしますので、希望される場合には、担任までご相談願います。

記

- 1 学校でお預かりする時間は、8時30分～12時30分までとします。
- 2 児童クラブは、12時30分からの開所となります。
- 3 お子様の安全確保を図るため、保護者の責任による送迎をお願いいたします。
- 4 預ける前に、必ずご家庭でお子様の検温をしていただきますようお願いいたします。検温の際には、これまで使用していた健康観察記録表をご活用ください。
- 5 発熱またはせき等の症状がある場合には、自宅で休養させるようお願いいたします。
- 6 感染拡大防止のための預かりとなりますので、教員の個別指導は行いません。机を離し
ての自習となります。また、他のお子さんの迷惑になるような行為があった場合は、預かりをお断りすることもありますので、ご承諾くださるようお願いいたします。